

役員報酬規程

社会福祉法人 耕心会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人耕心会（以下「法人」という。）の定める定款第二十一条第一項の役員の報酬等について、定めたものである。

(理事会の出席報酬)

第2条 法人の役員が理事会に出席した場合、別表1により1日分の報酬を支給することができる。なお、同日にあわせて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合であっても、第3条の報酬はこれを支給しないものとする。

(役員勤務報酬)

第3条 法人の役員が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、勤務実態に即して、別表2により役員報酬を支給することができる。

(役員報酬の総額)

第4条 法人の役員に支給する役員報酬の総額は、別表3の範囲内において支給することができる。

(報酬の計算及び支払)

第5条 勤務報酬の計算方法は、前月16日から翌月15日までの1ヶ月とし、勤務時間数に応じ計算したうえ当月25日に現金で支給する。但し、本人の同意を得た場合は、本人の指定する金融機関の預金口座に振込で支給する。

但し、当日が休業日に当る場合は、直近の営業日とする。法人の都合により翌日に支給することもある。

(役員勤務)

第6条 役員勤務は、理事長からの勤務指示により、勤務する。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の意見を聴取した上で、評議員会の議決を経なければならない。

(雑則)

第8条 その他特に定めのない事項に関しては、理事長が定める。

附則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 6 月 26 日 最終改訂

別表 1 (日額)

名 称	報酬額
理事会出席報酬	5,000 円

別表 2 (役員報酬)

勤務時間数		理事長	業務執行理事	理事	監事
1 時間以上	5 時間未満	15,000 円	10,000 円	5,000 円	15,000 円
5 "	10 "	30,000 円	20,000 円	10,000 円	25,000 円
10 "	15 "	45,000 円	30,000 円	15,000 円	35,000 円
15 "	20 "	60,000 円	40,000 円	20,000 円	45,000 円
20 "	25 "	75,000 円	50,000 円	25,000 円	55,000 円
25 "	30 "	90,000 円	60,000 円	30,000 円	65,000 円
30 "	35 "	105,000 円	70,000 円	35,000 円	75,000 円
35 "	40 "	120,000 円	80,000 円	40,000 円	85,000 円
40 "	45 "	135,000 円	90,000 円	45,000 円	95,000 円
45 "	50 "	150,000 円	100,000 円	50,000 円	105,000 円
50 "		150,000 円	100,000 円	50,000 円	105,000 円

尚、役員勤務形態は常勤、非常勤同様とする。

別表 3 (役員報酬の総額)

理事長：1,800,000 円

業務執行理事：1,200,000 円

理事：600,000 円

監事：1,260,000 円